

の以外に訪問介護サービス、訪問入浴サービス、通所介護サービスの主要な在宅サービスに對しまして、利用料の助成を行っております。

この措置は、介護保険導入前の検討段階から、低所得者の利用料の負担増による、利用の抑制を予測したための措置であり、十月初旬に実施した在宅サービス利用者に対するアンケート調査の結果でも、サービスを利用しない理由として、利用したいがお金がかかるからがまんしていると回答した例が一件のみにとどまったことから、市独自の軽減策は一定の効果も挙げているものと考えております。

しかし、要介護度別に決められている利用限度額から考えますと、議員ご指摘のとおりほとんどの方が使い残しており、サービスの利用が低い現状であります。このことは、利用料だけの問題でなく、低所得者以外の方が圧倒的に多いのにも係わらず、その方たちの利用が低所得者に比べ余りにも少ないのが大きな原因と考えられます。親戚や近所の手前、介護を他人にゆだねることに抵抗感があるとか、積極的にリハビリをしたいのにサービスが不足していたり、介護保険そのものの理解が進んでいなかったり、いろいろと要因が指摘されておりますが、アンケート調査でも依然として、家族介護に頼ろうとする傾向が少なくない状況となっております。

保険料を納める以上、当然の権利として、症状が重くならないうちにリハビリを中心とした介護サ

サービスを積極的に利用して、それ以上重くならないようにすることが、制度の理念でもあり、最も必要なことと考えております。こうした状況を踏まえ、今後はさらに市民に對して、制度への理解を深めていただくため、分かりやすい情報を提供し、適切なサービスに努めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険料の軽減についてであります。十月から介護保険料の徴収が始まりました。一部市町村では、制度的に低所得者を一律に減免するところもでてきており、保険料負担については全国的に議論されているところであります。

介護保険制度は、相互扶助の精神に支えられて運営されるもので、負担と受益は不可分のものであります。こうしたことから、軽減の財源を、すでに制度上増額負担となっている方たちに、さらに転嫁することは、公平性を欠くことにもなります。

また、介護保険とは直接関係ない方々の税金も含まれている一般財源で安易に補填することは制度の趣旨にそわないものと受けとめております。

しかしながら、現実には個別のケースにおいては、納められない特異な事情があるのも事実であります。本市においても、国が示した四つの減免要件に加え、独自に、市長が認めた場合は減免できる規定を設け、さらにきめ細かく、納入困難なケースへの、対応を図っているところでありますが、今後、

国・県が示す風水害、火災等に罹災した場合の軽減率を参考に、特異な場合の類型化を可能な限りおこない、合理的に運用されるよう配慮して行きたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、特別養護老人ホームの整備につきましては、介護保険法に基づき、山梨県介護保険事業支援計画に定められた整備計画の範囲内で整備設置することになっており、東部圏域においては、平成十三・十四年度一カ所六十床、平成十四・十五年度一カ所六十床を整備することが決められております。

県では、平成十三年度着工分について、本年五月下旬から九月月上旬に建設希望者を募集し、東部圏域では五つの法人と個人が施設建設を希望して計画書を提出いたしました。いずれも建設予定地が適地でないことと、資金計画が明確でないことなどにより、不適格とすることが決定されました。

このため県では、最初に計画を提出した五事業者を含め改めて希望者を募集し、去る十一月十五日に説明会を開いて、来年二月九日まで再募集することになりました。

これにより県の施設整備計画の選定基準に沿った事業者の中で最も優れた計画を提出した事業者が選定される訳ですが、より質の高い特別養護老人ホームが東部圏域に整備されることを願うものであります。

また、平成十七年度以降の東部圏域における施設整備につきましては、圏域の関係市町村と協議する中で、必要なサービス量が確保

されるよう、県に對し要請してまいりたいと考えております。

学童保育に本腰を



富士吉田市はいうにおよばす、大月市でもいよいよ学童保育に本腰をいれています。

ところが先発した都留市ではようやく宝地域の父母の要望を受け入れて二カ所目の手をつけようという段階です。大月市では最初に実施したところが希望者は当初の予定を大幅に下回りましたが、これにめげずに二カ所目を開設しました。市民の要望の高まりに始まった事業ではあるが、始めるに際しては事業の意義と将来を見越して、行政が大胆に次のステップに踏み出し指導性を発揮したという印象を受けます。その結果、市の負担は都留市の約二倍、父母負担は一カ月二千円とおやつ代程度となっております。

女性の働く権利を保障する施策として長い運動の結果法制化された学童保育です。このさい、市がこの問題に本腰を入れ、全市的に順次整備するよう求めるものです。

近年、急激に進行した少子化や夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下など、児童を取り巻く環境は大きく変化してきており、児童をめぐむ問題の複雑化・多様化に適切に対応することが困難になってきていることから、平成九年六月に児童福祉法が改正され、その中で、

児童の健全育成施策の一つとして新たに法制化されたのが、平成十年四月一日に施行された「放課後児童健全育成事業」であります。

この事業は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している、おおむね十歳未満の児童に對して、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図ることを目的としております。

本市におきましても、議員ご承知のとおり、谷村地区学童保育会「さわやか教室」に次いで、宝地区学童保育会からの要望を受けて、平成十三年度より宝地域コミュニティセンターでの実施に向けて準備を進めているところであります。

今回の要望を受け入れた背景には、保護者会が中心となり地域の実情を把握するため、学童保育に関するアンケート調査を実施するなど、積極的な運営方法についての取り組みがあったことによるものであります。今後の対応につきましては、地域の実情や具体的な状況を調査するとともに、保護者会やボランティアの組織化などを見る中で、全市的な取り組みを検討してまいりたいと考えております。

ゴミ焼却炉の建て

替え問題について



以前にこの問題で質問しましたが、その後大月市の人口が将来減少するという予測が明らかになれば、大型焼却炉の必要性はますます疑問になっていきます。

また溶融炉についても高い建設費やランニングコスト、耐用年数、溶融された排出物の活用など、あらゆる面で疑問の声が上がっています。さらに重大なことは、最近になって初狩地域では反対の署名運動が起こっているといえます。建設の賛否を多数決で決めさせることに無謀さを感じていました。それが現実のものとなったのではないのでしょうか。

私はあらためて、大型の焼却炉建設計画を見直すこと、リサイクルをすすめるゴミ減量化の方針を明確にする、情報を公開して市民合意のもとに焼却炉建設計画を具体化する、この三点について検討を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

大月市と、あるいは広域事務組合で徹底した論議をつくすべきだと思いますがいかがでしょうか。

答 大月都留広域事務組合の焼却施設はダイオキシン類の恒久対策期間であります平成十四年十一月末まで使用できるよう、現在、田野倉地区環境整備協議会に對しまして再延長のお願いをしているところでもあります。また、この期間内に新焼却施設が完成できるように、建設予定地であり、初狩地区の皆様にご理解とご協力をお願いし、去る十月十八日に「初狩町ごみ焼却環境対策協議会」との間で協定が結ばれたところでもあります。

ご質問の「大型の焼却炉建設計画を見直しを」につきましては、焼却炉の規模は国の定めた基準に基づき大月都留広域事務組合にお

いて平成十年度に一般廃棄物処理計画の目標年度を平成二十一年とし、ごみの資源化、減量化など排出抑制を推進することを基本方針とし、それに人口増加率及びゴミの自然増加率を考慮して決定した基本計画におきましては、ごみ処理計画量は、平成二十一年度、二万七千八百五十九トンであり、これを基に稼働率及び調整稼働率を用いて算出いたしますと、一日百四トンとなりますので、これに対応するため五十二トン規模の焼却炉二基が必要であるとしたものであり、適正規模の計画と判断しております。

次に、リサイクルを進めゴミ減量化の方針を明確にすることについてであります。

平成五年、宝地区の皆様のご協力をいただきスタートした資源ゴミの収集も順次、市内全域に広がり平成五年度は五百トンでありましたが、その実績は年々向上し平成十一年度は千百十三トンとなっております。

このような中、平成十二年四月より「容器包装リサイクル法」が完全施行されたのに伴い、従来の六品目に新たに一品目を加え、七

品目を対象として収集を行っておりますが、循環型社会の形成に向けてリサイクルを推進するため、新焼却施設敷地内にリサイクルプラザを新設するとともに、一般ゴミ収集のステーションにおいての資源ゴミ回収を毎週行う方法で、現在、大月市及び大月都留広域事務組合と検討しているところであります。

また、買い物時のマイバッグ運動の推進、生ゴミの自家処理機の導入を図り、市民の皆様にごみの減量化と資源化意識の向上の啓発を図ってまいります。

次に、情報を公開して市民合意のもとに焼却炉建設計画を具体化することについてであります。先程お答えをいたしましたとおり、新焼却炉は国で定めた基準に基づき過去の実績を踏まえ将来のゴミ量を予測するとともに、施設の保守点検期間等に要する日数を勘案し算定された規模で計画決定されたものであります。なお、去る十月に「初狩町ごみ焼却環境対策協議会」と締結した協定書の中で新焼却施設の運転管理状況等の情報公開をすることになっておりますのでご理解をお願いいたします。

塩漬土地問題の解決を

解決を

問 塩漬け土地の問題が新聞などで報道され、都留市がこの問題で深刻な事態に陥っていることが明かにされました。塩漬け

土地とは事業のめどがたないまま五年以上抱えている土地と定義されています。これが標準財政規模の二〇%をこえると危険だといわれるもので、都留市の場合は五八・六%、全国で悪い方から十八番目だといえます。放置すれば将来に禍根を残すことは明らかで、解決を急ぐべき問題であることはいうまでもありません。くわえて、サンタウン宝の分譲地の売れ行きがはかばかしくないという問題もあります。塩漬け土地とサンタウン宝の解決策についてどのような進展があったのでしょうか。私は利用価値のない土地というものはないと思っています。このさい、採算中心でなく土地利用、活用中心の考え方で、情報を公開し市民の知恵を借りてこの問題の解決を図るべきではないでしょうか。市長の見解を問うものです。

答 都留市土地開発公社の公社保有地につきましては、起業地・代替地いずれも、事業が終



了したことに伴う未売却地、若しくは、ここ数年間、執行計画がない土地が大半であり、土地の新陳代謝がない限り、公社の運営は、借入金に伴う利子の支払いに押しつぶされる危険性も出てきております。

また、今回、自治省の「土地開発公社経営健全化対策措置要領取扱細則」に係る対象団体となる基準の数値につきましても、債務保証等対象土地の簿価総額を標準財政規模で除したものが〇・四七となっており、いずれも健全化対策の対象団体として、早期対応が必要であることが提示されたところであります。

このような状況の中、最悪の事態が発生した場合には、当然、借入れの債務保証をしている本市にも影響があり、共倒れの可能性もあると思われまます。そのような事態を避けるためには、公有地を早期に一般会計で引き取る必要がありますが、本市の財政もご承知の通り、大変厳しい状況に置かれており、借入総額約三十三億円の土地を一度に引き取る財源は見出せず、計画的に引き取らざるを得ない状況であります。

具体的な対応といたしまして、個々の土地を精査し、本市の事業計画に利用できる土地については、早期に計画的に取得し、利用の難しい土地については、別枠として投資的経費を定め、長期的に引き取ることを計画してまいりたい



人事案件

教育委員会委員に

奥脇 忠幸氏
富山 克彦氏

十二月八日の本会議で教育委員会委員の選任について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で奥脇氏・富山氏が同意されました。

○都留市桂町八九六番地

奥脇 忠幸
昭和八年二月二十五日生

○都留市上谷四丁目二番十二号

富山 克彦
昭和十六年七月十三日生

固定資産評価審査

委員会委員に

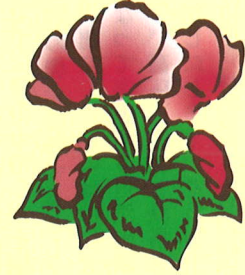
森屋 亨氏

十二月八日の本会議で固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で森屋氏が同意されました。

○都留市つる二丁目三番二十四号

森屋 亨
昭和三年二月十七日生

議会 日誌



十月

3日(火) ○長岡市議会行政視察

来市

12日(木) ○鉦路市議会行政視察

来市

16日(月) ○山梨県市議会議長会

正副会長事務局長会

議 (塩山市)

20日(金) ○第二一九回山梨県市

議会議長会定期総会

(都留市)

26日(木) ○関東市議会議長会理

事会 (甲府市)

十一月

6日(月) ○呉市議会行政視察来

市

7日(火) ○美濃加茂市議会行政

視察来市

10日(金) ○山梨県市議会議長会

議員合同研修会

(塩山市)

14日(火) ○広域行政圏市議会協

議会第四十九会理事

会 (東京都)

十二月

15日(水) ○全国市議会議長会第

六十九回評議員会

(東京都)

24日(月) ○山梨県市議会議長会

正副会長事務局長会

議 (塩山市)

28日(火) ~ 30日(木)

○三常任委員会合同研

修会 (西原町)

29日(水) ○矢巾町・紫波町議会

行政視察来市

1日(金) ○市町村自治講演会

(甲府市)

5日(火) ○議会運営委員会

8日(金) ○十二月定例会(開会

14日(木) ○十二月定例会

(一般質問)

18日(月) ○総務常任委員会

○社会常任委員会

19日(火) ○経済建設常任委員会

22日(金) ○十二月定例会(閉会)



政治家の寄付は罰則をもって禁止されています。

(一) 政治家(候補者、候補者となる者及び現に公職にある者)は、寄付をする等処罰されます。

政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀や、政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典を除き、政治家が選挙区内にある者に対して寄付をすることは、すべての罰則の対象となります。

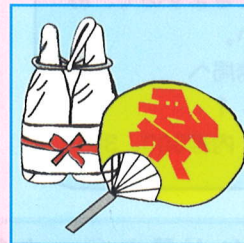
花輪や香典



年賀状や挨拶状



祭りの寄付



お見舞い



- (二) 有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると罰則されます。
- (三) 政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。
- (四) 政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出す等処罰されます。
- (五) 後援会が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。